

## 1 計画策定の趣旨

- 家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定され、地方公共団体及び企業において 10 年間の集中的・計画的な取組を推進することとされました。

都は、これを踏まえ、平成 17 年 4 月に前期 5 年分の実施計画として、認証保育所や子供家庭支援センターなど都独自の取組も盛り込んだ「次世代育成支援東京都行動計画(前期)」(計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度)を策定し、次代を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の形成に向けて、各種施策を推進してきました。

- 平成 22 年 4 月には、後期 5 年分の実施計画として、「次世代育成支援東京都行動計画(後期)」(計画期間：平成 22 年度～平成 26 年度)を策定し、待機児童の解消や子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備などの実現に取り組んできました。

この間も、我が国では、少子化が進行し、平成 17 年には死亡数が出生数を初めて上回りました。子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくないこと、都市部を中心に保育所の待機児童問題が深刻化していること、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなど、子供や子育てをめぐる状況は厳しく、国や地域を挙げて子供や家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

- こうしたことから、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、一人ひとりの子供が健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子供・子育て支援の充実を図ることとされました。

また、次世代法も改正され、都道府県行動計画の策定は任意化されましたが、引き続き、職場や地域において子育てしやすい環境を整備するため、法の有効期限が平成 36 年度末まで 10 年間延長されました。

平成 26 年 1 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下、「子どもの貧困対策法」という)が

施行されました。

こうした状況や、これまでの都の取組の成果を踏まえ、子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会の形成を目指し、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、子供の貧困対策も包含する計画として、平成26年度末に「東京都子供・子育て支援総合計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

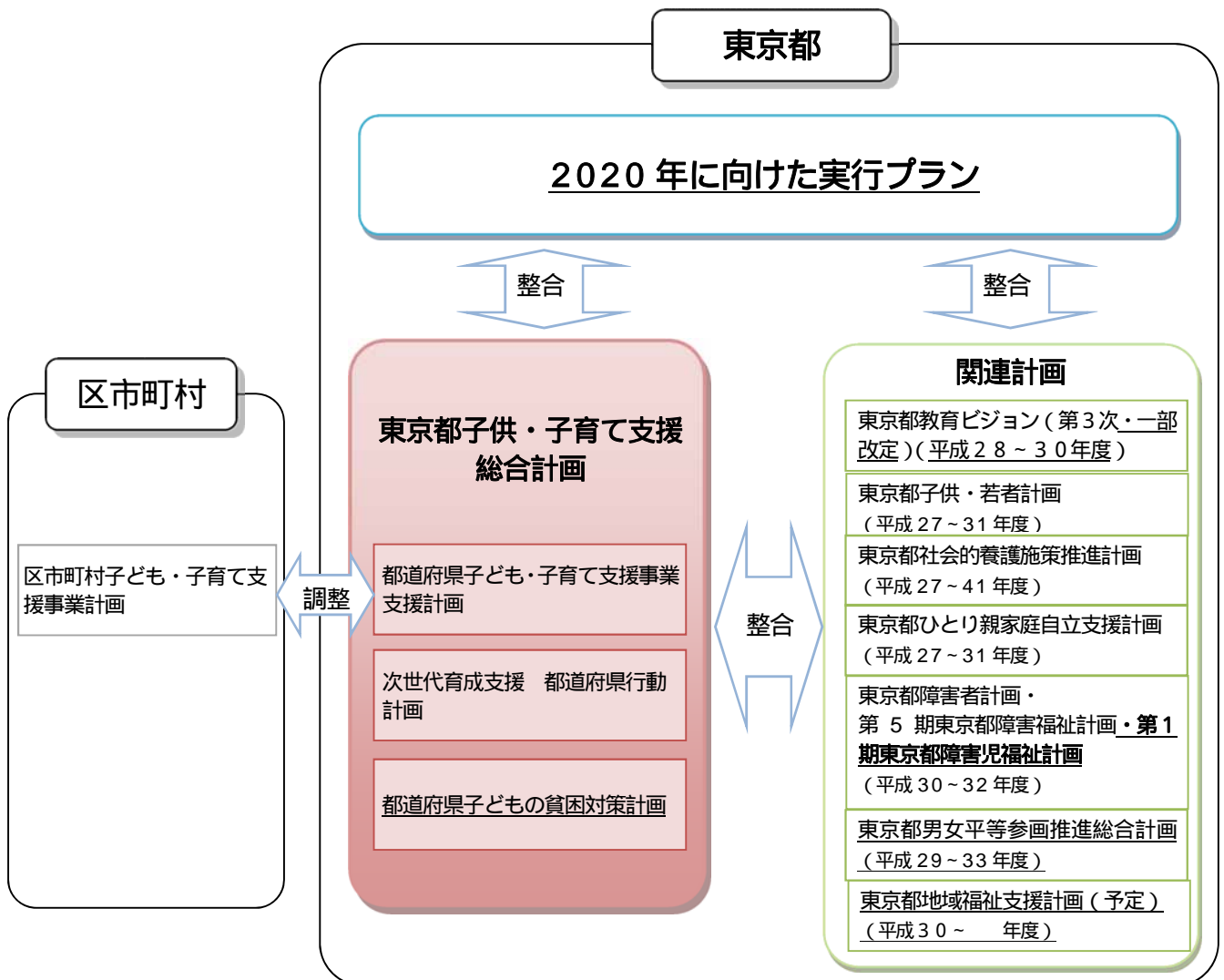
都は、平成28年12月に、平成32年度までを計画期間とする「2020年に向けた実行プラン」を策定しました。実行プランでは、「セーフシティ」「ダイバーシティ」「スマートシティ」の3つを実現し、新しい東京をつくることを目指し、待機児童の解消等を図り、子供を安心して産み育てられる社会を実現することなどを目標に掲げています。

今回の中間見直しは、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に則り行うもので、本計画策定以降に生じた国の状況などを踏まえ、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値を更新しています。また、子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にしています。

## 2 計画の性格

本計画は、東京都における子供・子育てに関する総合計画として、子ども・子育て支援法第 62 条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代法第 9 条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第 9 条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを合わせて一体的に策定するものです。

また、本計画は、「2020 年に向けた実行プラン」や、関連する東京都の他の計画と整合を図るとともに、区市町村子ども・子育て支援事業計画とも調整の上、策定しています。



### 3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

各施策の成果や子育て家庭のニーズ及び社会状況の変化、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、計画期間の中間年である平成 29 年度に計画の見直しを行いました。

### 4 計画の構成

本計画は、5 つの章で構成しています。

第 1 章では、都が子供と子育て家庭に対する支援施策を推進していく上での基本的な考え方や、計画の「理念」「目標」「視点」を示します。

第 2 章では、東京における子供と家庭をめぐる状況を俯瞰します。あわせて、子供と家庭への支援などの施策について、これまでの都の取組を概観します。

第 3 章では、目標ごとに施策の方向性と、具体的な都の取組を示します。

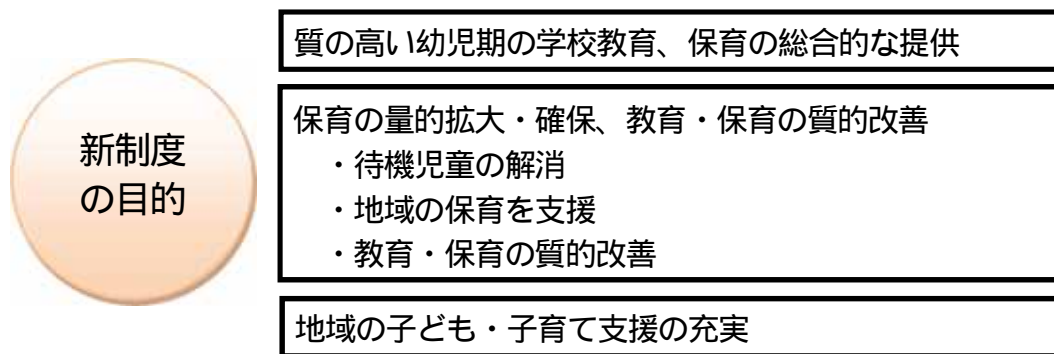
第 4 章では、人材の確保と資質の向上が一層重要になってきていることから、これに関する広域自治体としての都の取組の方向性を示します。

第 5 章では、本計画の推進に向けて、都・区市町村・事業主・地域社会の役割を明らかにするとともに、計画の進捗管理などについて示します。

## 5 子ども・子育て支援新制度

### (1) 子ども・子育て支援新制度とは

『子ども・子育て支援新制度』（以下「新制度」という。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度のことをいい、平成27年4月から施行されることになりました。



### (2) 新制度の主なポイント

新制度では、以下の取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するとともに、地域の子供・子育て支援を充実させていきます。

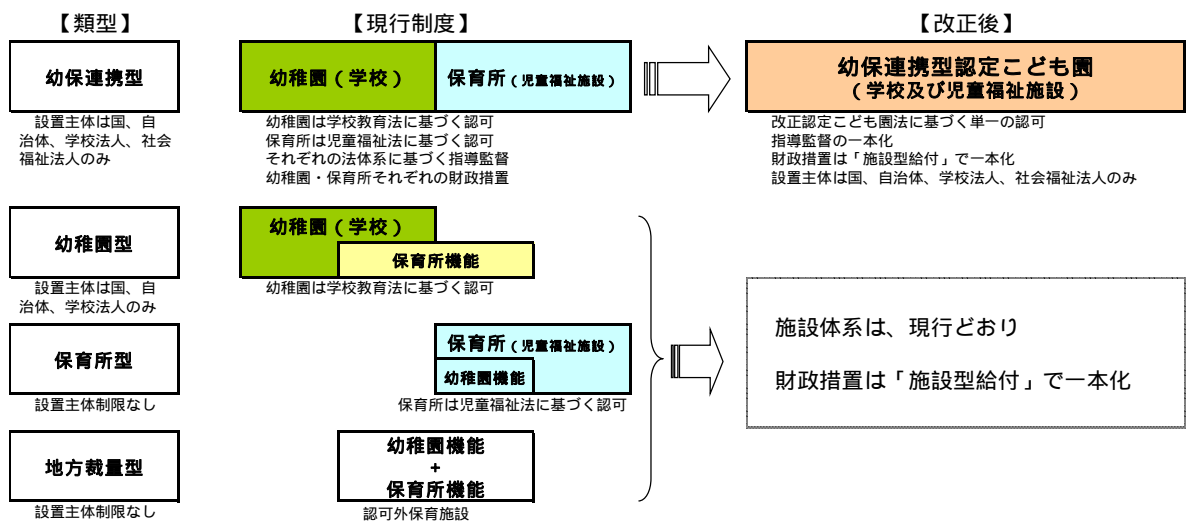
実施主体である区市町村は、地域におけるニーズを把握し、子供・子育て支援の提供体制の確保等を内容とする事業計画（「区市町村子ども・子育て支援事業計画」）を策定するとともに、計画に基づいて「施設型給付」等の給付や「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、区市町村による子供・子育て支援策の実施を支援します。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は、学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されました。
- また、新たに「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子供を預かる「小規模保育」、5人以下の子供を預かる「家庭的保育」や子供の居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子供のほか地域の子供を保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

## 認定こども園制度の改善

- 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子供を受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行うとともに、地域の子供・子育て支援の役割も果たす施設です。認定こども園制度は平成 18 年度に創設されましたが、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という 2 つの制度を前提としていたため、認可や指導監督に関する二重行政の課題などが指摘されてきました。
- 今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持つ単一の認可施設とし、認可や指導監督等が一本化されました。
- また、財政支援についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む 4 類型すべてが施設型給付の対象となりました。



## 地域の子供・子育て支援の充実

- 保育が必要な子供のいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子供・子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子供・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点など、区市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされました。

## 仕事・子育て両立支援事業の創設（平成 28 年度）

- 企業等からの事業主拠出金を財源として、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整え、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援する制度が創設されました。具体的には、従業員のための保育施設の設置・運営の費用助成が行われる企業主導型保育事業、残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を行う企業主導型ベビーシッター利用者支援事業です。

## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所
  - 私立保育所については、現行どおり、区市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も区市町村が行う。
  - 新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

#### 地域型保育給付（区市町村認可）

- ・小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)
- ・家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

#### 児童手当

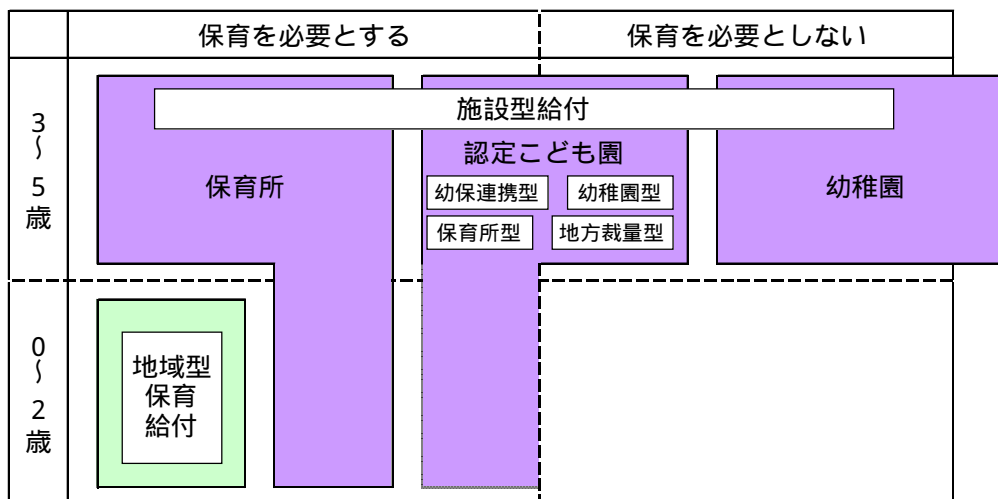
### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 一時預かり事業
- 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 子育て短期支援事業
  - (ショートステイ・トワイライトステイ)
- 子育て援助活動支援事業
  - (ファミリー・サポート・センター事業)
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 施設型給付と地域型保育給付



## 保育の必要性の認定区分と利用するサービス

「施設型給付」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「地域型保育給付」の対象となる小規模保育等を利用するに当たり、保護者は区市町村から、子供の年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの認定を受けることになります。

年齢	保護者の状況・希望	認定区分	利用先
3～5歳	幼稚園等での教育を希望	1号認定	幼稚園、認定こども園
	保育の必要性があり、保育所等	2号認定	保育所、認定こども園
0～2歳	での保育を希望	3号認定	地域型保育、保育所、認定こども園



# 1 計画の基本的な考え方

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、地域や家庭の子育て力が低下しています。身近に相談できる相手がいないなど、いわゆる「育児の孤立化」が進んでいることや、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。また、保育所に子供を預けたいと希望しながら入れず、待機児童となっていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供がほしいという希望が叶えにくくなっています。
- こうした状況の中、我が国では少子化が急速に進行しています。現在までのところ、東京都においては、転入人口超過により年少人口も増加していますが、合計特殊出生率は、平成17年に1.00と過去最低を記録し、本計画策定直前の平成26年は1.15、平成28年には1.24となり、徐々に増加はしているものの、一貫して全国最低の水準です。また、未婚率や母親の初産年齢は全国で最も高くなっています。

結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきことではありませんが、いかなる時代、どのような社会状況にあっても、すべての子供たちの育ちを支え未来を守っていくこと、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。

とりわけ、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な時期であり、基礎自治体である区市町村において、妊娠期からの切れ目ない支援や、質の高い教育・保育を提供できる体制を整備することが必要です。

都は、広域自治体として、子供・子育て支援を担う人材の確保や特に支援を必要とする子供や家庭への支援を進めていく必要があります。また、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子供・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう働きかけていくことも重要です。

こうした考え方に立って、都は子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代法に基づく行動計画策定指針を踏まえて、平成26年度末に本計画を策定し、子供・子育て支援の多様な取組を推進してきました。

平成29年度の間見直しにあたり、平成26年度末の計画策定以降に生じた国の状況などを踏まえ、区市町村の教育・保育の量の見込みと確保方策及び東京都の目標数値を更新するとともに、子どもの貧困対策法に基づく計画としての位置づけを明確にしています。今後、さらに子供・子育て支援の多様な取組を加速していきます。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概要

子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づき、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が平成 26 年 7 月に告示されました。

基本指針においては、以下の事項が規定されており、各市町村、都道府県は、これに即して市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされています。

子供・子育て支援の意義に関する事項

教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

その他子供・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

## 次世代法に基づく行動計画策定指針の概要

次世代法第 7 条第 1 項の規定に基づき、地方公共団体及び事業主が策定する行動計画の指針として平成 26 年 11 月に告示されました。

指針においては、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項、その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項が定められています。

## 子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策法第 8 条に基づき、平成 26 年 8 月に閣議決定されました。

貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す

第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する

子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する

など、10の基本的な方針が定められ、当面の重点施策として、

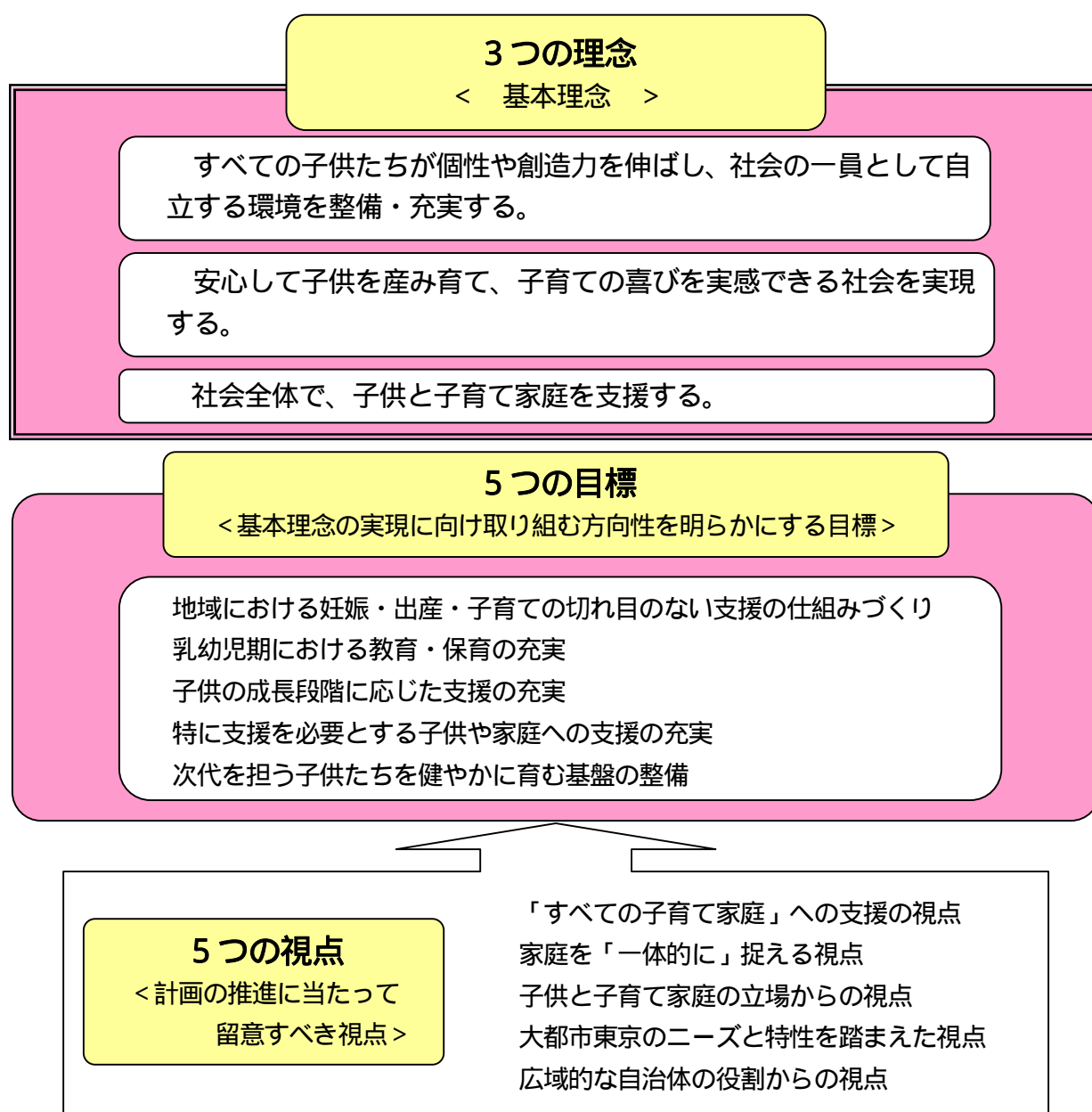
教育の支援 生活の支援 保護者に対する就労の支援

経済的支援 の4つの分野で具体的な施策が盛り込まれています。

## 2 計画の「理念」・「目標」・「視点」

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と、次世代法に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画とを併せて策定する計画です。従来、保育サービスや各種の子供・子育て支援事業の推進について次世代法が果たしてきた役割や機能は、子ども・子育て支援法に引き継がれましたが、職場や地域における取組を促進する次世代法と2つの法律が相まって、より手厚い対策が推進されています。

そこで、本計画は、次世代育成支援東京都行動計画（後期）における理念、目標、施策推進の視点を基本的に引き継いだ上で、これまでの取組をより発展させていく観点から見直しを行い、「3つの理念」、「5つの目標」、「5つの視点」を設定します。



## (2) 5つの「目標」

本計画の「3つの理念」を実現するため、5つの目標を設定します。

### 目標 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

虐待など、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、総合的な取組を進める必要があります。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。

様々な環境の下で育つ子供が、地域社会の中で生まれ、必要な支援を受けられるよう、子供や保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する子供や家庭に対する支援を進めていきます。

## 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに育つための環境を整備していく必要があります。

一方、子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供への支援、慢性的な疾病を抱える子供への支援についても、ニーズに応じた適切な取組が求められています。

すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、貧困対策や、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進める必要があります。

### 【1 子供の貧困対策の推進】

家庭の経済状況に左右されず、子供が成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実させていきます。

子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や子供の貧困対策の周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。

### 【2 児童虐待の未然防止と対応力の強化】

区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。

子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。

一時的な保護が必要な児童が増えていることから、引き続き、区市町村と十分な連携を図りつつ、一時保護需要を踏まえ、一時保護委託の活用も含めた必要な体制を整えます。

児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育てをしている親とその子供を温かく見守り、必要な時に手を差しのべるといった機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行います。

### 【3 社会的養護体制の充実】

社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的養護や施設の小規模化を進めます。

虐待等により問題を抱える子供たちへの支援を充実させるため、施設の機能を強化するとともに、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育を行います。

社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。

### 【4 ひとり親家庭の自立支援の推進】

ひとり親家庭が抱える様々な課題に的確に対応し、より安定した就業と子供の健全な育成につなげるため、個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援します。

母子家庭・父子家庭双方の特性やニーズに配慮しながら、必要なひとり親家庭に確実に支援が届くよう、関係機関の連携強化や施策の普及啓発に努めます。

### 【5 障害児施策の充実】

障害児及びその保護者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、様々な子供・子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援をしていきます。また、社会的自立を図ることのできる力や、地域の一員として生きていく力を培えるよう、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進します。

### 【6 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援】

相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患を抱える児童の自立に向けた支援の充実を図ります。また、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じた支援を実施していきます。

## 目標4【1 子供の貧困対策の推進】

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供の貧困対策の総合的な推進に取り組みます。

子供の貧困に対する都の施策				
	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育扶助（基準額、教材代、学習支援等）</li> <li>・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費）</li> <li>・子供の学習支援事業</li> <li>・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）</li> <li>・若年者に対する公共職業訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーによる生活相談・援助</li> <li>・ひとり親世帯の親の高校修学支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保護者就労準備支援事業</li> <li>・就労支援員による就労支援</li> <li>・ハローワークと福祉事務所が一体となった就労支援</li> <li>・就労活動促進費の支給</li> <li>・就労自立給付金の支給</li> <li>・母子家庭の母等に対する職業訓練等</li> <li>・就職支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による各種扶助</li> <li>・生活福祉資金の貸付</li> </ul>
・被保護者自立促進事業：就労支援、次世代育成支援（塾代・学習相談ボランティア派遣）等				
生活困難者世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の学習支援事業（再掲）</li> <li>・受験生チャレンジ支援貸付</li> <li>・教育費の負担軽減策</li> <li>・教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）（再掲）</li> <li>・子供の居場所創設事業</li> <li>・子供サポート事業立上げ支援事業</li> <li>・若年者に対する公共職業訓練等（再掲）</li> <li>・校内寺子屋</li> <li>・地域未来塾</li> <li>・放課後子供教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・家計相談支援事業</li> <li>・子供の居場所創設事業（再掲）</li> <li>・子供サポート事業立上げ支援事業（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・ハローワークと福祉事務所が一体となった支援（再掲）</li> <li>・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲）</li> <li>・就職支援（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居確保給付金の支給</li> <li>・生活福祉資金の貸付（再掲）</li> </ul>
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等生活向上事業（子供の生活及び学習支援（塾及び家庭教師派遣））</li> <li>・母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員による相談・支援</li> <li>・ひとり親家庭等生活向上事業（相談支援、家計管理・生活支援講習会等）</li> <li>・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等就業・自立支援センター事業</li> <li>・高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>・高等職業訓練促進資金貸付事業</li> <li>・自立支援教育訓練給付金事業</li> <li>・母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>・母子家庭の母等に対する職業訓練等（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・児童育成手当の支給</li> <li>・母子・父子福祉資金の貸付</li> <li>・女性福祉資金の貸付</li> <li>・ひとり親家庭医療費助成</li> </ul>
で社会的養護の子供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設における学習・進学支援等</li> <li>・自立生活スタート支援事業（就学支度資金貸付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援強化事業</li> <li>・ジョブ・トレーニング事業</li> <li>・養育家庭等自立援助補助事業</li> <li>・児童養護施設退所者等の就業支援事業</li> <li>・児童養護施設退所者等に対するすまじ確保支援事業</li> <li>・専門機能強化型児童養護施設</li> <li>・乳児院の家庭養育推進事業</li> </ul>	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活スタート支援事業（技能習得資金貸付等）</li> <li>・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（資格取得支援費等）</li> <li>・自立援助促進事業</li> </ul>
4分野における施策の調整・普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の貧困対策支援事業</li> <li>・子育てサポート情報普及推進事業</li> </ul>	各支援及び対象世帯等に係る主な施策を掲載 （一部、すべての世帯等を対象とした施策も含む）	

## 目標4「特に支援を必要とする子供や家庭への 支援の充実」の事業一覧

### (1) 子供の貧困対策の推進

	<b>子供の貧困対策支援事業（H29～）</b>	福祉保健局
生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。		
	<b>子供サポート事業立上げ支援事業（H29～）</b>	福祉保健局
貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。		
	<b>生活保護制度</b>	福祉保健局
<p>国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育扶助（基準額、教材代、学習支援等）</li> <li>・生業扶助（高等学校等就学費、技能修得費）</li> <li>・就労自立給付金、就労活動促進費の支給</li> <li>・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施</li> <li>・ケースワーカーによる生活相談・援助</li> </ul>		
再掲	<b>生活福祉資金制度</b>	福祉保健局
低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。		
再掲	<b>公共職業訓練等</b>	産業労働局
(NO.170参照)		
再掲	<b>被保護者自立促進事業</b>	福祉保健局
<p>(NO.135参照)</p> <p>生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。このうち、次世代育成支援のメニューとして、小4～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助している。</p>		
再掲	<b>受験生チャレンジ支援貸付事業</b>	福祉保健局
(NO.134参照)		
	<b>幼稚園就園奨励費への補助</b>	生活文化局
幼稚園教育の振興のため、幼稚園に就園する満3歳児から5歳児までの保護者に対して地方公共団体が行う就園奨励事業に対し、国がその経費の3分の1以内（市町村）又は4分の1以内（特別区）を補助する。		
再掲	<b>私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業への補助</b>	生活文化局
(NO.61参照)		
	<b>就学援助</b>	教育庁
経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、区市町村が、学用品費・給食費・医療費等の就学援助事業を行う。		
	<b>私立小中学校等就学支援実証事業</b>	生活文化局
国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」を受け、都内の私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対する授業料負担軽減事業を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を実施。		



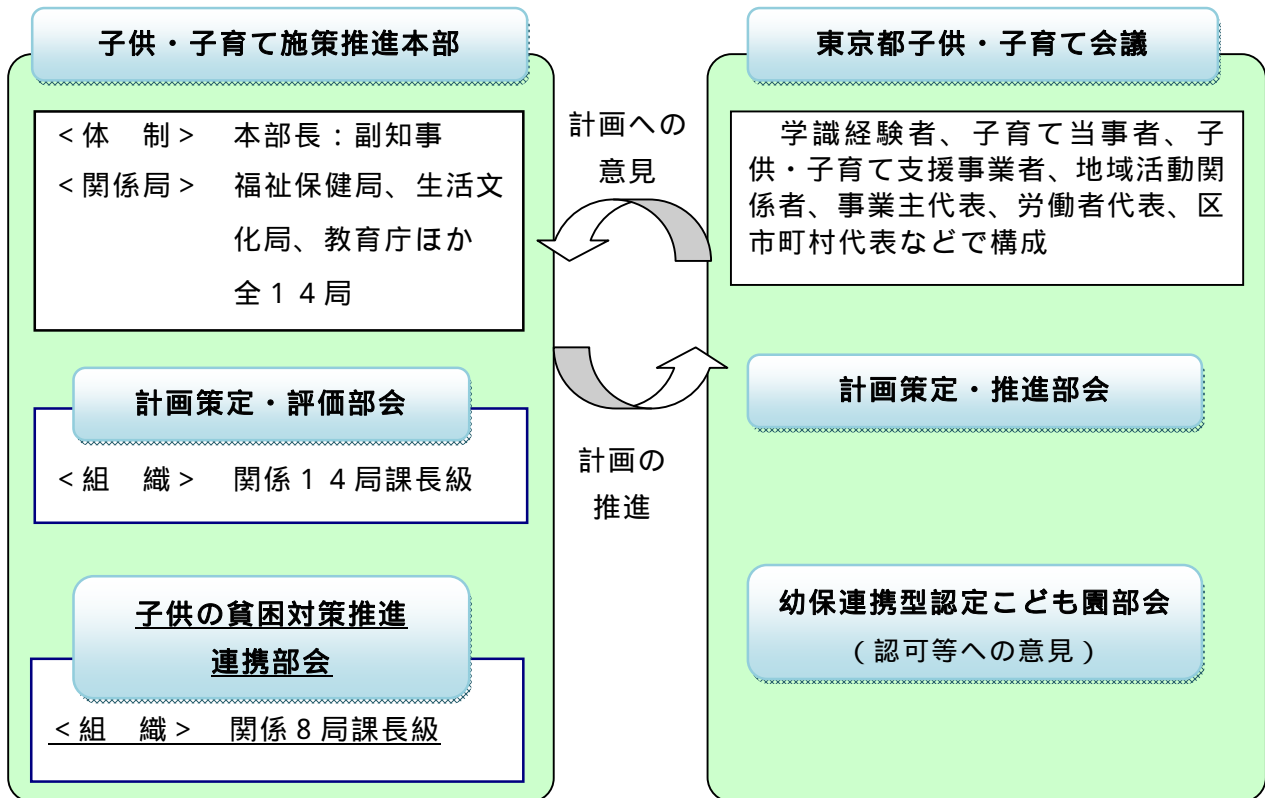
	<b>高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減</b>	教育庁・生活文化局・総務局
高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。		
	<b>私立高等学校等特別奨学金</b>	生活文化局
私立高等学校への修学に係る都民の授業料負担を軽減し、修学を容易にする。		
	<b>給付型奨学金（都立高等学校等）</b>	教育庁・総務局
家庭の経済状況が教育の格差につながることを防ぐよう、保護者等の収入の状況に応じて、都立高等学校生や都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。		
	<b>高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減</b>	生活文化局・教育庁・総務局
高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。		
	<b>就学奨励事業（特別支援学校）</b>	教育庁
都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて補助し、経済的負担軽減を図る。		
	<b>育英資金事業費補助</b>	生活文化局
高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。		
	<b>子供の居場所創設事業</b>	福祉保健局
全ての子供やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供を始めとした生活支援を行うことで、包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整備することを目的とする。		
	<b>校内寺子屋</b>	教育庁
義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため「学力向上研究校」として10校を指定し、実施している。		
	<b>地域未来塾</b>	教育庁
経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。		
再掲	<b>放課後子供教室</b>	教育庁
(NO.142参照)		
再掲	<b>ひとり親家庭等生活向上事業</b>	福祉保健局
(NO.161参照)		
再掲	<b>母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付</b>	福祉保健局
(NO.178参照) 子の修学資金の他、親の高校修学資金も対象		
再掲	<b>児童養護施設における学習・進学支援等</b>	福祉保健局
(NO.156参照)		
再掲	<b>自立生活スタート支援事業</b>	福祉保健局
(NO.157参照)		
	<b>母子・父子自立支援員による相談・支援</b>	福祉保健局
ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。(No160再掲)		

再掲	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局
(NO. 171 参照)		
再掲	自立支援強化事業	福祉保健局
(NO. 156 参照) 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。		
再掲	ジョブ・トレーニング事業	福祉保健局
(NO. 156 参照) 自立援助ホームに入所中又は退所した児童等への就労定着支援等を手厚く行える体制を整備・強化するため、ジョブ・トレーナーを配置し、社会的養護のもとで育つ者の自立を図る。		
	養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局
養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、養育家庭等から元里子への生活相談などの自立に向けた援助に対し、補助を行う。		
	児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局
職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図る。		
	児童養護施設退所者等に対するすまい確保支援事業	福祉保健局
児童養護施設等を退所する児童や母子生活支援施設を退所するひとり親世帯に対し、低廉な家賃で物件を提供することを条件に、都内の空きアパート等の改修経費を補助し、すまい確保を支援します。		
再掲	専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局
(NO. 150 参照)		
再掲	乳児院の家庭養育推進事業	福祉保健局
(NO. 155 参照)		
	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局
生活保護受給者や児童扶養手当等受給者について、福祉事務所からハローワークに就労支援の要請があった場合、ハローワークにおいて担当者制を中心に連携して福祉事務所と一体となった就労支援を行います。		
	生活困窮者自立支援制度	福祉保健局
<p>経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。</p> <p>(1) 必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・住居確保給付金の支給</li> </ul> <p>(2) 任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業</li> <li>・一時生活支援事業</li> <li>・家計相談支援事業</li> <li>・子供の学習支援事業（再掲）</li> </ul>		
再掲	就職支援（東京しごとセンター事業）	産業労働局
(NO. 169 参照)		
再掲	東京都ひとり親家庭支援センター事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業）	福祉保健局
(NO. 159 参照)		

	<b>母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業</b>	福祉保健局
	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る。(NO.166再掲)	
	<b>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業</b>	福祉保健局
	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。(平成28年度開始)	
再掲	<b>母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業</b>	福祉保健局
	(NO.165参照)	
再掲	<b>母子・父子自立支援プログラム策定事業</b>	福祉保健局
	(NO.167参照)	
再掲	<b>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</b>	福祉保健局
	(NO.164参照)	
再掲	<b>児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付</b>	福祉保健局
	(NO.178参照)	
	<b>女性福祉資金の貸付</b>	福祉保健局
	配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。	
再掲	<b>ひとり親家庭医療費助成</b>	福祉保健局
	(NO.179参照)	
	<b>児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業</b>	福祉保健局
	児童養護施設等に入所中、または里親等へ委託中、及び児童養護施設等を退所、または里親等への委託が解除された方に対して、自立支援金を貸付け、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援することを目的に、児童養護施設等と連携して必要な資金の貸付けを行う。	
	<b>自立援助促進事業</b>	福祉保健局
	母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。	

## 5 計画の推進体制

「東京都子供・子育て会議」及び「子供・子育て施策推進本部」において、子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進していくこととしています。



## 6 進捗状況の評価・公表

---

東京都が取り組む子供・子育て支援施策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進捗状況を点検し、公表しています。

計画期間中は、対象事業の進捗状況、事業効果等を評価するため、毎年度、東京都子供・子育て会議において、客観的かつ専門的な立場からの意見交換・調査審議を行っています。

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標の推移や、施策に関する各種調査などにより、毎年度、個別事業の進捗状況（アウトプット）を点検・評価しており、中間年である平成29年度においては、中間見直しを実施しました。

計画全体及び目標ごとの成果（アウトカム）についても東京都子供・子育て会議の意見を踏まえ平成28年度に設定した評価指標により、主に平成29年度のデータをもとに点検・評価し、次期子供・子育て支援総合計画の策定に生かしていきます。

子供・子育て施策推進本部において、計画の進行管理や関係部署との連絡調整を行うとともに、計画の実施状況の点検・評価を開かれた過程で行うため、東京都子供・子育て会議において調査審議していきます。

## 計画の策定体制

子供・子育て施策推進本部（平成 25 年度）

庁内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、「東京都子供・子育て支援総合計画」の策定を進めました。

計画の開始年度である平成 27 年度以降は、計画の進捗管理を毎年度行っており、平成 28 年度には評価指標の設定を行いました。

また、平成 27 年度末には新たに「子供の貧困対策推進連携部会」を置き、子供の貧困対策への取組のさらなる推進に取り組んでいます。

東京都子供・子育て会議（平成 25 年度～）

幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25 名の委員と 4 名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を「東京都子供・子育て支援総合計画」に反映させました。

平成 27 年度以降は、計画の実施に生かしていくため、計画の進捗管理や評価指標の設定、中間評価等に関して検討を行っています。

次世代育成支援行動計画懇談会（平成 22 年度～平成 26 年度）

学識経験者、子育て支援活動団体の代表など、12 名の委員で構成する「次世代育成支援行動計画懇談会」を平成 22 年度から 26 年度まで毎年度開催し、次世代後期計画の進捗状況や事業効果等について意見や助言を頂きました。頂いた意見や助言は、東京都子供・子育て会議に報告するとともに、都が計画を策定する上で、参考としました。

## 子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日

25福保子計第356号

福祉保健局長決定

### (目的)

第1 子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して子供・子育て支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

### (検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における子供・子育て支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく東京都子供・子育て支援総合計画の策定、推進、点検、及び評価に関すること（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第6項に基づく「措置の実施状況の公表」に関することを含む。）
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）第4条に基づく子供の貧困対策に関すること。
- (4) その他、東京都の子供・子育て施策に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）、生活文化局長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

### (本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

### (意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

### (部会)

第7 本部に「計画策定・評価部会」及び「子供の貧困対策推進連携部会」を設置する。

- 2 「計画策定・評価部会」の組織は次のとおりとする。
  - (1) 計画策定・評価部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
  - (2) 計画策定・評価部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
    - ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。
    - イ 副部会長は、生活文化局私学部私学行政課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 「子供の貧困対策推進連携部会」の組織は次のとおりとする。
  - (1) 子供の貧困対策推進連携部会委員は、原則として課長級職員とし、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表3に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。
  - (2) 子供の貧困対策推進連携部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。
    - ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部計画課長の職にある者をもって充てる。
    - イ 副部会長は、福祉保健局生活福祉部計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。
- 6 部会長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。
- 2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。
  - 3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。
  - 4 幹事会は幹事長が招集する。
  - 5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

(事務局)

- 第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。
- 2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

(雑則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則(26福保子計第202号)  
この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則(26福保子計第472号)  
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則(27福保子計第1060号)  
この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則(27福保子計第1166号)  
この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

附 則(28福保子計第98号)  
この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則(28福保子計第1232号)  
この要綱は、平成29年1月16日から施行する。



別表3 子供の貧困対策推進連携部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	調整部	政策担当課長
青少年・治安対策本部	総合対策部	企画調整担当課長
総務局	総務部	大学調整担当課長
生活文化局	私学部	私学振興課長
福祉保健局	総務部	企画政策課長
	生活福祉部	計画課長 生活支援課長
	少子社会対策部	計画課長 家庭支援課長 育成支援課長 保育支援課長 子供・子育て計画担当課長 事業推進担当課長
産業労働局	雇用就業部	計画調整担当課長
教育庁	総務部	教育政策課長
	地域教育支援部	生涯学習課長
	指導部	企画推進担当課長
警視庁	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）